

改正保険法のもとでも共済を守り役割発揮を

大阪労働共済・専務理事 石村 茂

みなさん、今晚は。今ご紹介をいただきました大阪労働共済の石村でございます。

今、共済の団体がたいへんな事態におちいつています。みなさんもお存知かと思ひますが、保険業法が改正をされまして、共済と保険の垣根がなくなつてしまいました。共済も保険と同様の規制を金融庁からかけられるという事態になつています。

今日は二つのことをお話したいと思ひます。ひとつは、共済についての理解をみなさんにぜひ広げていただきたいという点と、二つ目は、今共済がどうなつているか、そのことをお話して、自主共済をつぶそうという勢力に対して、みなさんの協力もいただいて、たかかっていきたいと思ひます。

共済を現在利用していただいている、いや現在じゃないですね、つぶれたところも多いですから。(保険業法が)改正される前の、共済を利用していただいていた利用者の人数は6千万人いました。つぶされましたからさうとう減りましたけれど・・・。

共済といいましても、大きく分けますと二つの種類があります。一つは憲法21条「結社の自由」で結成をされた各種団体、任意団体が、自分たちの構成員を相手としてされている事業です。これを「自主共済」または「自家共済」というふうに私たちは呼んでおります。もう一つは、生協(生活協同組合)法それから中小企業等協同組合法という法律を根拠として、共済を事業としている共済です。JAだとか全労済がこの種類(制度共済)になります。

私どもの労働組合の共済は、後者の共済、根拠法を持ってやっておる、その根拠というのは労働組合法だ、というふうに私たちは考えています。労働組合法では共済のことを細かくは書いていないんですけれども、いくつか条文がありまして、「共済事業その他の福利事業のみを目的とする団体は労働組合としては認めない」、こういう規定がございます。これを裏返して言いますと、労働組合というのは、共済活動・扶助事業をするのが当然だという前提でこの法律が作られております。さういう中で私たちは労働組合の自主共済を展開してまいりました。労働組合の共済は、他の保険や共済と違って、おかしなといひますかへんな特徴を持っております。

みなさんからしますと「それはおかしいんちゃうか」ということが二つございます。一つは、労働組合法第2条の第2項という条項の中で、「使用者から共済に対する寄付は不当労働行為ではない」と、それ以外の金品を、組合幹部に渡したり組合員に渡すということは、これは不当労働行為になるんですけれども、共済の資金、福利厚生活動の資金を経営側から寄付としてもらうことは、不当労働行為ではないんです。もう一つの違ひは、労組法の第9条で、共済の基金を共済のほかの目的に使つてもかまいませんよ、みなさんの保険の保険料を他のいろんな事業に使うことはできないと思ひますけれど、さういう規定。

大きくこの二つの違ひをもつております。

基金の流用、いや流用というなんか使い込んでみたいですが、他にいろいろ活用させていただいておまして、労働運動に活用させていただいております。どんなことを使つているかと言ひますと、非正規の労働者などをはじめとする組合員を拡大するための事業、この地域で言ひますと「こぶし」つていう地域労組がござひますけれど、大阪全体で「地域労組おおさか」というかたまりがあります。そこに対して援助をしておりますし、

組織拡大のためのオルグ団・オルグを共済のお金で配置をして、組合員を増やしていることとか、それから共同の保養所をもって、その運営資金などにも使っておりますし、みなさんからみますとそんな馬鹿なことはないっていうふうに思われるかも知りませんが、労働安全衛生法で企業側は年1回最低健診を受けさせる義務を負っております。ただこれには裏がありまして50人以下の事業所には報告する義務がないんです。やった・やらない、一切報告をしません。そういう事業所では、半数以上では健診が実施されていません。ですから共済のお金を使いまして、健診に行つて欲しいということで、補助を共済から出している、こういうことを労働組合の共済ではやっております。

他の団体も、それぞれ団体の特色を活かしてさまざまな運動をされております。そういう共済を、この保険業法で結果的にはつぶしてしまった、多くの共済がつぶれました。知的障害者の団体の共済がどうなったかといいますと、自分たちで「小額短期保険事業者」を作った県があります。もう一つは、AIU保険、これに全部マル投げを多くの県がしました。そのことがこの保険業法（改正）の彼らの狙いであったわけですね。

そういう中で私たちは、「共済の今日（こんにち）と未来を考える全国懇話会」やその大阪版などをつくって、共通する要求で、お互いこれまで（それぞれの）共済の中身を知らなかった仲間が集まって共同したたたかいを展開しました。「適用除外せよ」という署名だとか、国会要請行動、自治体での意見書の採択、この意見書の採択では、この大阪市が、（私たちは）採択しないと思っておったんですけど採択をしてくれたんですね、「適用除外しなさい」という、こんな成果も生み出しましたし、結果的には残念な結果になったんですけど、野党の議員とか無所属の議員さんで「経過措置を一年間延長しなさい」という共同提案を参議院に法律を出していただきましたし、なによりも今日私がここでお話をさせていただいているように、またみなさんのお話を私どもが聞いて、損保の仲間のみなさんと共済の仲間が、「敵は同じだ」と「根っこは同じだ」という交流ができましたし、共同したたたかひも今後取組んでいける土台が私にはできたのではないかと考えています。

最後に、これから私たち共済はどうしていこうかという話になりますけれども、まだ全部が壊れたわけではないので、残っている団体などのみなさんとともに、今後も引き続いて、保険業法の改正の本来の目的であるニセ共済を規制をする、そこから契約者・消費者を保護するという本来の目的に再改正しなさいという要求を掲げて新たな署名活動にも取り組んでいきたいと思ひますし、全国懇話会や損保の仲間のみなさんとの交流や共同もぜひ広げていきたいと思ひます。

私たちはこの問題を解決するために二つの基本問題を解決しないとダメだと思ひます。一つは「アメリカいいなり」の売国的な経済政策・経済構造を転換をしていく。

二つ目には「利益第一主義」におちいつている大企業、とりわけ保険・金融資本の企業理念を復活させていただきたい。そのために私どもががんばりますし、企業が社会的責任を果たすように運動を広げていきたいと思ひます。この二つの基本問題を解決するためには、政治を変えないとダメだと思ひます。近い将来に実施されると思ひられる解散総選挙で私たちは、労働者の要求と、共済つぶしを許さない…こういう要求を掲げて、国民労働者本位の政治を確立するために奮闘する決意を申し上げて、またみなさんのお力をぜひお借りをしたいということもお願いしまして報告とさせていただきます。ありがとうございました。